

太郎と花子の人生行路

ライフステージと年金

成人、就職、結婚、定年…。人生には、さまざまな出来事があります。良いことばかりだけではなく、思わぬアクシデントに遭遇することも。そうした人生の「転機」と大きくかかわっているのが年金です。ここでは、山あり谷ありの人生を送る一組の夫婦をモデルに、ライフステージと年金との関係をご紹介します。



スタート

太郎18歳 大学入学

得意な英語を究めたいと英文学科へ入学。当時は年金のことは何もわからない状態。

太郎20歳 国民年金加入

両親に教えられ、太郎も市役所の国民年金担当窓口で加入手続きを行う。

国民年金は全員加入が原則

日本に住む20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務づけられています。自営業者、農業や漁業などに従事している方、学生など、国民年金の保険料を自分で支払う必要のある方を「第1号被保険者」といいます。



太郎21歳 海外留学

憧れのイギリスで、1年間みっちり語学力を身につける。

国民年金への任意加入

日本国籍を持つ方が海外で居住する場合、国民年金への加入義務はありませんが、将来の年金額を増やしたい場合、20歳以上65歳未満の間で任意加入ができます（任意加入期間は保険料を納める必要があります）。



登場人物

太郎さん

拓也くん

花子さん

大学時代に身につけた英語のスキルを生かして、商社へ就職。その後、一大決心をして独立する。

太郎・花子夫妻の自慢の一人息子。

海外旅行先で太郎と運命の出会い。結婚後は妻として太郎を支える。

花子18歳 就職

高校卒業後、メーカーの事務職として勤務。

厚生年金に加入

20歳未満であっても、厚生年金が適用されている事業所に勤めていれば、厚生年金に加入することになります。



花子

太郎23歳 就職

語学力を生かしたいと、商社の営業としてサラリーマン人生をスタート。海外赴任が夢である。

厚生年金に加入

厚生年金は、厚生年金が適用されている事業所に勤め、70歳未満であれば本人の意志に関係なく、加入することになります。厚生年金の加入手続きは、事業主が行い、太郎は「第2号被保険者」となります。



太郎

太郎26歳 憧れの海外赴任へ

ついに夢を達成。ニューヨークの支店で3年間、バイヤーとして活躍する。

社会保障協定

一時派遣※であれば、日本の年金制度のみに加入し、保険料の二重負担を避けることができます。

※相手国へ転勤するなどの期間が5年以内と見込まれる場合に限られます。5年を超える場合は、相手国の年金制度のみに加入します。



花子21歳 海外旅行中、太郎と出会う



次ページに続く

◎年金の仕組みをわかりやすくお伝えするため、2人の人生にあえてさまざまな出来事やアクシデントを想定しています。このため、登場人物の設定や、出来事はすべてフィクションです。

協定発効国：ドイツ、英国、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー（平成27（2015）年4月時点）

花子29歳 退職

11年間勤めた企業を円満退職。専業主婦としての人生をスタート。
専業主婦になり、「第3号被保険者」に
 太郎(第2号被保険者)の被扶養配偶者となった花子は、「第3号被保険者」となり、太郎の勤務する会社を通して手続きが必要です。「第3号被保険者」は、国民年金の保険料を納める必要はありません。

花子28歳 復職

結婚3年後 長男誕生

「拓也」と命名し、3人での暮らしがスタート。花子は会社の育児休業制度を利用。
産前産後休業・育児休業期間は保険料免除
 「第2号被保険者」が妊娠または出産のために産前産後休業を取得した場合や会社の育児休業制度を利用する場合、その期間の保険料は事業主、本人ともに免除となります。

帰国後、太郎29歳 & 花子24歳 結婚

花子33歳 1日4時間のアルバイトを始める(年収100万円)

拓也の小学校入学を機に、近所のスーパーに勤め始める。

被保険者の種別は「第3号被保険者」のまま

拓也
 年収が130万円未満の場合は、「第3号被保険者」のまま、保険料を納める必要はありません。年収130万円以上の場合、「第1号被保険者」となり、国民年金の保険料を納める必要があります。この場合は、市(区)役所または町村役場での手続きが必要です。

◎平成28年10月から施行される「短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大」の法律では、週20時間以上などの一定の条件を満たす短時間労働者(いわゆるパート、アルバイト労働者)も加入の対象となります。



花子51歳 拓也が交通事故!

花子の必死の看病もあり、3カ月後に無事退院。万が一、障害が残った場合、拓也は国民年金に加入しているため、条件を満たしていれば、障害基礎年金を受給することができます。

花子60歳 現役社員続行

ベテランスタッフとして会社に貢献したいと、これまで以上に熱心に仕事に取り組む毎日。

年金を受け取る手続き

花子
 60歳になった花子は、老齢厚生年金を受け取る手続き(年金の請求)を行いました。ただし、花子は働き続けているため、給料と年金額の合計が一定額以上であると年金の一部または全部の支払いが停止されます。この仕組みを「在職老齢年金」といいます。また、花子は、遺族厚生年金を受け取っているため、老齢厚生年金の手続きの際、老齢年金と遺族年金のどちらを受け取るか選択する手続きをあわせて行います。

太郎45歳 退職して創作和食店を開業!

料理の趣味が高じて、創作和食店を開業。得意の語学を生かして、外国人観光客にも人気。

夫婦ともに「第1号被保険者」へ

太郎は「第2号被保険者(サラリーマン)」から、花子は「第3号被保険者」から、ともに「第1号被保険者」になります。市(区)役所または町村役場での手続きが必要です。

◎夫が退職した場合などは、妻の「第1号被保険者」への手続きが必要になりますので、ご注意ください。また、平成25年7月1日から施行された「厚年法等改正法」では、こうした場合に、妻の「第1号被保険者」への切り替えが遅れ、将来の年金が少なくなったり、受け取れなくなったりすることがないように、手続きが遅れた「未納期間」を「受給資格期間」に算入することができるようになりました。

拓也20歳

父の志を受け継ぎ、料理の道に入りたいという拓也。国民年金にも加入し、大人の仲間入り。

拓也 国民年金加入

花子46歳 会社員として再就職

20代に経験した事務職として職場復帰。厚生年金に再加入。

花子45歳 拓也18歳で遺族基礎年金の受給権喪失

遺族基礎年金の受給期間は、子である拓也が18歳となった後の3月31日までとなります(遺族厚生年金は引き続き支給)。

太郎48歳 不慮の事故で急逝

太郎は高校生になった拓也と最愛の妻を残し、天国へ…。2人のお店も他人の手に…。悲しみに暮れる花子、でも泣いてばかりはいられない。



遺族年金の請求と保険料の免除申請

一家の働き手であった太郎が亡くなった後、花子は遺族基礎年金と遺族厚生年金を受け取ることができます。また、保険料の納付も難しいので、免除制度を利用することにしました。

遺族年金が受け取れて助かりました。

花子65歳 退職、そして年金の手続き

結婚した拓也一家との同居を機に、現役を引退することにした。

65歳になったときの老齢年金の請求手続き

60歳前半の老齢厚生年金を受け取っている方が65歳になるときは、「年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)」が届きますので、必要事項を記入して日本年金機構へ提出する必要があります。

◎遺族厚生年金を受け取っている方は、受給内容が見直しされます。詳しくは、お近くの年金事務所へご相談ください。

ゴール

花子70歳
 拓也と嫁、孫の4人で
 楽しい年金生活

